

札環対第 1039 号

平成 22 年 (2010 年) 11 月 29 日



札幌市自然由来重金属検討委員会
委員長 五十嵐 敏文 様

札幌市環境局長 山崎 巨



札幌市自然由来重金属検討委員会に対する諮問について

下記事項について、貴検討委員会の御意見を承りたく諮問いたします。
なお、標記諮問の趣旨は別紙のとおりです。

記

札幌市における自然由来重金属を含む建設発生土の取扱いについて (諮問)

< 諮問の趣旨説明 >

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（以下「法」という。）が平成 21 年 4 月 24 日に公布され、平成 22 年 4 月 1 日に完全施行された。改正された法では、調査契機の拡大及び搬出土壤の規制並びに汚染土壤処理施設の許可制度の新設等、幅広い面で規制が拡充された。

この拡充の一つとして、自然由来重金属による基準超過土壤については、従来は法の対象外であったが、平成 22 年 3 月 5 日の環境省水・大気環境局長通知において、健康被害の防止の観点からは、自然由来重金属による基準超過土壤をそれ以外の基準超過土壤と区別する理由がないことから、自然由来重金属による基準超過土壤を法の対象とすると示されたところである。

一方、札幌市は、自然由来のヒ素を含んだ土壤が広範囲に分布しているという地域特性がある。この札幌市の自然由来のヒ素を含んだ土壤は、地下水摂取の健康リスクの観点から法に規定されている土壤溶出量基準を超過することはあるが、地質との相関が明確には確認されていない状況にある。このことから、自然由来重金属による基準超過の可能性のある土壤を含む土地であっても、自然由来重金属による基準超過土壤を含む地質の特定が難しく、法第 4 条第 2 項に基づく調査命令の発出が困難となることが想定される。

自然由来重金属による基準超過の可能性のある土壤を系外へ搬出する場合、移動先の環境保全の観点から適切な管理が必要となることは当然なことである。しかし、自然由来重金属による基準超過の可能性のある土壤を含む土地に対し、可能性のあることのみをもって土壤分析を課し、搬出規制等を行っていくことは、札幌市の地域経済活動に与える影響が大きい。

また、札幌市における地下水については、従来から地下水の常時監視等が行われ、環境基準の超過が確認された井戸水の飲用者に対し、市上水道への切り替えなどの飲用指導を行っているため、市民への健康リスクは極めて低い状況にある。

以上のことを踏まえ、貴検討委員会から平成 22 年 3 月にいただいた答申「札幌市における自然由来重金属を含む建設発生土の取扱いのあり方について」に引き続き、札幌市の地域特性を反映した合理的かつ現実的なリスク管理を講じるべく、札幌市内の広範囲に分布する自然由来重金属を含む建設発生土について対応を講じていくため、札幌市における自然由来重金属を含む建設発生土の具体的な取扱いについて、貴検討委員会に諮問するものである。